

諮問庁：独立行政法人海技教育機構

諮問日：令和5年8月22日（令和5年（独個）諮問第56号）

答申日：令和6年8月14日（令和6年度（独個）答申第37号）

事件名：本人の人事評価に係る「苦情相談に対する回答について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月9日付け海総第19号により独立行政法人海技教育機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

令和5年4月11日付にて開示請求書を提出したところ、同年5月9日付開示決定通知書による通知及び同月18日に開示資料の交付を受けたが、事実と比較することができないことから審査請求を行うこととする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、令和5年4月11日付で行った開示請求に対し、処分庁が令和5年5月9日に部分開示決定した処分（原処分）に対し、処分の取り消しを求めて提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分は、開示請求のあった保有個人情報「人事評価異議申し立てに関する事」については、法78条2号及び7号へに該当するため、部分開示としたものであり、原処分を維持することが妥当であると判断し、諮問す

るものである。

3 理由

開示請求のあった保有個人情報、請求者以外の個人情報に記載されているほか、評価者及び調整者が、被評価者（請求者）の職務遂行状況等について、ありのままの率直な説明を行った内容や、人事評価記録書に記載された評価者及び調整者の所見等が転記されており、これらを開示した場合、評価者及び調整者が、被評価者（請求者）から誹謗中傷を招くおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、法78条2号及び7号へに該当する情報として一部不開示としたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月14日 審議
- ④ 同年10月4日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ⑤ 令和6年7月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年8月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

- (1) 本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法78条2号及び7号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は、諮問に際しては原処分を妥当としていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、別紙の2に掲げる部分については開示し、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当であると説明するので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、当審査会において開示実施文書の写しを確認したところ、別紙の3に掲げる部分がマスキング処理により不開示部分として取り扱われていると認められるが、原処分に係る開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に当該部分に係る記載はなく、当該部分は原処分において不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

- (3) また、処分庁及び諮問庁は、原処分時及び理由説明書（上記第3）において、令和4年4月に施行された法の規定が適用されるものとして扱っているが、原処分時点では令和5年4月に施行された法の規定が適用

されるべきものであるところ、諮問庁は、原処分における法の適用条項を法７８条１項２号及び７号へとすべきであった旨説明する。

令和４年４月施行の法と令和５年４月施行の法の規定を対比すると、その内容は同様のものというべきであり、項が追加されたのみとみることができる。このため、この点の誤りは原処分を取り消すに至らないものとし、令和５年４月施行の法の規定に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）法７８条１項２号該当性について

ア 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該部分は、本件文書のうち、開示請求者からの苦情相談という人事に関する事案における決裁の起案者の姓が記載された部分であることが認められる。当該部分は、法７８条１項２号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

人事事案の決裁の起案者の姓は、開示請求者が慣行として知ることができ、また当然に知ることが予定されている情報ではなく、法７８条１項２号ただし書イに該当しない。

また、公務員等の職務遂行情報のうち、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に当たらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるとも認められない。そのため、法７８条１項２号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、法７８条１項２号に該当し、当該部分は不開示とすることが妥当である。

ウ 上記イの諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められず、そうすると、当該部分は、法７８条１項２号ただし書イに規定する開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとは認められず、また、同号ただし書きロ及びハに該当するとも認められない。

さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法７９条２項の部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（２）法７８条１項７号へ該当性について

ア 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該部分は、本件文書のうち、人事評価に関する苦情対応について特定の手

続を行った日付，行った手続，調査内容及び調査を踏まえた審議結果（案）の一部，苦情申立に対する回答（案）の一部，評価者からの聴取内容が記録された部分であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

当該部分は，審査請求人が行った人事評価に係る苦情相談に対し行われた調査に係る具体的かつ詳細な調査内容及び調査結果並びに関連した手続の時期に係る情報であり，これらは，苦情相談を行った者には知らされることのない，法人が行う人事管理に係る事務における機微情報に当たる。

評価者及び調整者が，被評価者（請求者）の職務遂行状況等について，ありのままの率直な説明を行った内容や説明を行った日付，人事評価記録書に記載された評価者及び調整者の所見等が転記された部分が含まれており，これらを開示した場合，調査手法が明らかとなり，今後同種の調査を行う場合に，調査対象となる関係者が対策を講ずることが容易になる。また，被評価者（請求者）からの誹謗中傷を招くおそれがあり，今後の人事評価手続において，評価者及び調整者が被評価者の反応を意識して率直な所見等の記載をちゅうちょし，当たり障りのない内容を記述することにより，適切な人事評価の実施が妨げられ，ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 本件文書の作成の経緯，その記載内容等に鑑みれば，上記イの諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，当該部分は法７８条１項７号へに該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法７８条２号及び７号へに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，同条１項２号及び７号へに該当すると認められるので，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 藤谷俊之，委員 石川千晶，委員 磯部 哲

別紙

1 本件文書

- 文書1 請求者に係る苦情相談および苦情処理申立書
文書2 請求者に係る人事評価異議申し立てについて（メール）
文書3 苦情相談に対する回答について（原議）
文書4 請求者に係る人事評価異議申し立てについて（メール）
文書5 苦情相談に対する回答について（原議）

2 新たに開示する部分

文書 番号	頁	該当箇所
3	3	決裁権者の職名, 押印及び署名
3	6	苦情処理委員で不開示とされた者の氏名, 職名, 相談員に関する説明及び相談員の職名
3	18 ～ 30	被評価者からの聴取内容に含まれる審査請求人以外の関係者の氏名, 職名等
3	35 ～ 38	被評価者からの聴取内容に含まれる審査請求人以外の関係者の氏名, 職名等
5	41	決裁権者の職名及び押印
5	43	苦情処理委員で不開示とされた者の職名
5	50 ～ 54	被評価者からの聴取内容に含まれる審査請求人以外の関係者の氏名及び職名

3 開示実施の際にマスキングされた部分

文書4の特定職員のメールアドレスが記載された部分